



## ゆうな医療・介護の相談たより

2021年06月号

発行：沖縄県ゆうな協会 医療・介護の相談窓口  
電話：098-832-9528  
E-mail：iryoukaigo@yuunakyokai.jp

医療・介護の相談たよりでは、ゆうな協会の相談に関する取り組みや、医療・介護・福祉に関する制度・サービス、皆さんから寄せられた相談・質問の中で、共通する内容等をご紹介します。

### ●今月の相談：

Q：手足の感覚がなく、「うら傷」があるので、お風呂場の掃除は新たな傷を作ったり、感染するのではないかと不安です。今は何とか自分でやっていますが、今後、歳をとるとできなくなると思います。身障手帳を持っているのですが、何か利用できるサービスはありますか？

A：自宅にホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行うサービスがあります。生活援助は、住居の掃除・洗濯・買い物・食事の準備・調理等です。これらのホームヘルプサービスは、身障手帳をお持ちの方のための「障害福祉サービス」にもありますが、「介護保険制度」が優先になりますので、まず「介護保険制度」でサービスが利用できるか基本チェックリストを基に相談をする必要があります。

65歳以上の方や40歳以上で特定の病気や身障手帳をお持ちの方は、住民票のある市町村の地域包括支援センターで、まずは相談しましょう。なお、身障手帳の障害の種類や等級によって利用できるサービスが異なります。また利用料は、所得によって上限負担月額が決められています。介護保険認定に伴うサービス以外にも、軽度生活支援事業もありますので、どのようなことに不安があるのかを具体的にメモしておくといいでしょう。

ご希望の方には、地域包括支援センターへ電話をしたり、一緒に出向く等のお手伝いをしますので、まずは医療・介護の相談窓口へご連絡ください。

### ●今月のピアサポート活動の紹介：

・楓の友の会では、毎月第4日曜日の19：00～交流や情報交換を兼ねて模様をしています。6月27日（日）は、「介護保険の制度・サービスについて～必要なときに相談・利用できるように～」をテーマに、ゆうな協会のソーシャルワーカーと一緒に勉強会を行いました。

それぞれの困りごとや体験を基に、相談やサービス利用時の工夫について話し合いました。他の人の話しを聞くと、自分の時に役に立つという感想が聞かれました。